

薬生食監発 0207 第 3 号
令和 4 年 2 月 7 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け薬生食監発 0929 第 1 号）により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、Rudolf Grossfurtner GmbH（施設番号 AT 40844 EG）から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、オーストリア側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いします。